

#優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を

「子どもをつくれなくする手術・生理をなくすために子宮をとる手術」を
強要された人たちが、今、最高裁でたたかっています
「正義・公平の理念にもとづく判決」を求める署名、ぜひご協力ください

人生、本当に返してもらいたい

(国に)きちんと責任取ってもらわないと終わらないです

1997年から優生保護法の被害者として、国に謝ってほしいと訴え続け、2018年
によくやく、仙台地裁に裁判を起こすことができた飯塚淳子さん(仮名、70代)の
言葉です。16歳で何も知らされないまま、子どもの産めない身体にされました。



CALL4サイトより
撮影/布田直志

無念の思いで逝きたくありません

国が責任が明らかになるまで、戦いつづけます

北三郎さん(仮名、80歳)は、施設にいた14歳の時、なんの説明もなく手術さ
れ、直後は激痛で歩けませんでした。ずっと親と施設を恨んできました。優生保
護法を知ったのは、手術から60年後、仙台での裁判の新聞記事を読んだ時です。



CALL4サイトより
撮影/柴田大輔

■優生保護法の裁判とは? (原告38人のうち5人がすでに死去/2023年8月現在)

2018年1月に優生保護法の裁判はスタートしました。これまでに、4つの高等裁判所(大阪・東京・札幌・大阪)で、国に賠償金を払うよう命じる原告勝訴の判決が出ました。優生保護法は憲法違反であり、民法で定める除斥期間(20年経ったら時間切れで責任を問えないというルール)をこの優生保護法の被害にあてはめることは、「正義・公平の理念に反する」と判断しました。しかし、2023年6月の仙台高裁では、除斥期間が当てはまると判断され、原告は負けてしまいました。

■なんで署名にとりくむの?

このため、これらの裁判は、最高裁で争われることになりました。国が決めた法律により、体も心も傷つけられるという人権侵害に対して、「20年経ったから国に責任はありません」という判決が許されてよいのでしょうか。人権の砦である最高裁で、被害者にきちんと向き合い、正義・公平の理念にもとづく判決を出してもらえるよう、私たちはこの署名活動にとりくみます。命を分けない社会にむけて、みなさんのご協力を心から呼びかけます。

●優生保護法(1948~1996年)の被害者の数:
子宮・卵巣や睾丸の摘出など、優生保護法で定めていた範囲を超えて手術された人もいたので、実際の被害者の数はもっと多いと言われています。

<障害等を理由とする不妊手術と人工妊娠中絶の件数>

不妊手術	本人の同意なし	16,475人
	本人の同意あり	8,518人
妊娠中絶		58,972人
合計		83,965人

(2018年5月24日厚労省提出資料参照)

最高裁判所 御中

国が放置してきた優生保護法の被害に対し 最高裁判所に人権の砦として正義・公平の理念にもとづく判決を求めます

優生保護法（1948～1996）は、国が勝手に「不良」と決めつけた人々の人権を無視し、子どもを生むか生まないか自分で決める自由を奪いました。

さらに優生保護法が社会に深く根付かせた障害のある人への差別や偏見は、いまなお広がっています。津久井やまゆり園殺傷事件をはじめ、次々と起こる精神科病院や入所施設等での虐待事件などの背景には、優生保護法の考え方方が根強く残っています。

優生保護法による強制不妊手術は、日本国憲法のもとでの他に類をみない人権侵害です。 優生保護法による強制不妊手術の実施を認める都道府県優生保護審査会には、裁判官も参加していました。障害等を理由とする強制不妊手術が人権侵害とは気づかぬくらい優生思想が蔓延している社会の中で、原告ら被害者は「自分が悪い」と思い込まれ、被害を隠さざるを得ず、心身ともに苦しめられてきました。

すでに地裁や高裁において、優生保護法が違憲であることが認められているにも関わらず、手術から20年経ったことを理由に国の責任が認められない（除斥期間を適用する）ことは、著しく正義・公平の理念に反します。

最高裁におかれましては、司法の果たすべき役割ならびに人権の砦としての立場を深く自覚してください。優生保護法による被害者の尊厳を回復する判決を求めます。

名前（フルネーム）	住 所（番地までご記入ください）
	都・道 府・県

※オンラインでも同趣旨の署名にとりこんでいます。 オンライン署名はこちらから⇒

同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。

※この署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁に提出する目的以外に使用することはありません。



【呼びかけ団体】優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（略称：優生連）

HP : <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>

【送付先】→ 直筆署名が必要ですので、FAXではなく郵送でお願い申し上げます。

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所（担当：又村・平松）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C